

家庭教育支援条例の検討経緯について

平成 18 年の教育基本法改正により、家庭教育条項が新設されたことを受け、政府による家庭教育支援法の法制化の検討や一部の県において家庭教育支援条例が制定されるなど（令和 3 年 5 月現在 9 県、県生涯学習課調査）、平成 25 年から平成 29 年にかけて、家庭教育支援にかかる法制化や条例化の動きが活発化したが、その後、法案は国会に提出されていないなど、動きは停滞している。

本県においては、令和元年 9 月に神奈川県議会で、家庭教育支援条例の制定について質問があったことから、これを契機として、県の家庭教育支援条例についての考え方を整理するための参考として、各委員のご意見を伺いたい。

【参考 1】教育基本法改正による家庭教育条項等の新設

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに 自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

【参考 2】家庭教育支援法案における家庭教育支援基本方針

メディア（※）によると、法案では、国が家庭教育支援を総合的に推進するための基本的な方針を定め、地方公共団体は、国が策定した方針を斟酌（しんしゃく）し、その地域の実情に応じた基本的な方針を定めるよう努めることとされている。

※「24 条をかえさせないキャンペーン」2017 年 1 月 13 日投稿の記事より

【参考 2】熊本県の家庭教育支援条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）

第 1 章 総則

第 1 条・目的、第 2 条・定義、第 3 条・基本理念、第 4 条・県の責務

第 5 条・市町村との連携、第 6 条・保護者の役割、第 7 条・学校等の役割

第 8 条・地域の役割、第 9 条・事業者の役割、第 10 条・財政上の措置、第 11 条・年次報告

第 2 章 家庭教育を支援するための施策

第 12 条・親としての学びを支援する学習機会の提供、第 13 条・親になるための学びの推進

第 14 条・人材養成、第 15 条・家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進

第 16 条・相談体制の整備・充実、第 17 条・広報及び啓発